

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況調査

個票データ提供方針

令和2年11月30日

文部科学省初等中等教育局教育課程課

当方針は、文部科学省初等中等教育局教育課程課（以下「当課」という。）が有する「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況調査」（以下「当調査」という。）に係る調査対象者が回答した個票のデータ（個票のデータを一覧できるように調製したものを含む。以下「個票データ」という。）について、利用の申し出があった場合に、当課が提供の可否を判断する際の基準及び手順とするものである。

第1 用語の定義

当方針において、次の から までに掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

申出者 当方針に基づき個票データの提供を求める者をいう。

利用者 提供された個票データを利用しようとしている者又は実際に利用している者をいい、申出者を含む。

公的機関 国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法第1条の2に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

個票データ及びその複製物等 個票データ並びに集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等へ出力した当該個票データ及び中間生成物をいう。

利用期間 当課が申出者に個票データを提供した日から、全ての利用者が当該個票データ及びその複製物等を消去する日までをいう。

第2 個票データを提供する場合の基本原則

1 個票データの利用の目的

学術研究の発展に資するもの又は公的機関における客観的な根拠を重視した政策の企画・立案に資するものであって、次の 又は のいずれかを目的とする研究のために個票データを用いるものであること。

教育機関又は家庭における指導等の改善・充実を図ること

公的機関における教育施策の改善・充実を図ること

2 個票データの秘密の保護及び適切な管理の確保

個票データについては、その内容が特定される形で一般に公開される場合、今後の調査実施への協力が得られなくなり正確な情報が把握できなくなる可能性が高くなり、国の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定に基づく不開示情報となるものが多い。

このことを踏まえ、利用者は、個票データの利用、保管及び管理に当たっては、情報漏えい等が生じないように適切な措置を講じることが求められる。

併せて、研究の目的及び方法が個別の個人や団体を特定する形で識別して行われるものではないことが求められる。

(1)利用者は、次の から までを遵守するものとする。

当調査の個票データの提供依頼に関する申出書（以下単に「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ、当該個票データを用いること。

情報が第三者に漏えいすることがないように、文部科学省が定める「統計法第33条の運用に関する事

務処理要綱」(令和元年7月9日改定版)(以下「統計法運用要綱」という。)中の第8中の3(5)の規定について、規定中「調査企画課」とあるのは「当課」と読み替えて準拠するところにより、個票データの適切な管理を図ること。

研究の成果の公表に当たっては、集計・分析した結果を用いて示すなどにより、個人や団体名が第三者に特定されるおそれがある個別の回答結果を示すことがないようにすること。

上記 から までに違反する又は違反する蓋然性が高い事態がある場合には、すみやかに是正措置を講ずるとともに、遅滞なく当課に報告すること。

個票データの利用により知り得た秘密について、その利用期間終了後も第三者に漏えいしないこと。当方針及び誓約書の内容を遵守し、これに違反した場合には、第8中の1に定める措置がとられるものであること。

(2) 個票データを用いた研究の一部を外部委託する場合

申出者は、個票データを用いた研究のうち、その内容について第三者に委託すること(以下「外部委託」という。)が当該研究の実施に合理的である場合には、その一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、当方針の規定その他の個票データの適切な管理に必要な事項の遵守を書面で求める等の適切な措置を講じるものとする。

3 個票データの利用期間

個票データは、利用の目的の達成に必要な範囲で、必要な期間について利用に供するために提供するものとし、その利用期間は2年間を上限とする。

第3 個票データの提供のための申し出

1 申出者の範囲

個票データの提供を申し出ることができる者は、国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者(当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。)であって、第8に定める提供停止又は利用制限の期間中ではない者とする。

- ・ 公的機関
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 学校教育法に規定する大学又は高等専門学校
- ・ 国立大学法人法に規定する大学共同利用機関
- ・ 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条第1項第4号に規定する研究機関及び同条第4項の規定により研究機関とみなされる機関

2 申出書の記載事項

申出者は、次の から⑨までの事項を記載した申出書を当課に提出するものとする。当課は、必要がある場合は、当方針及び申出書に関連する内容を確認するために追加して文書等の提出を求めることができる。

申出者の氏名、所属機関名、職名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。)

申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名

当方針に定める内容についての諾否（原則として、全ての内容について承諾する旨の記載が無い場合には、個票データの提供はできないことに留意。）

研究の名称及び概要

研究の成果の公表の時期及び方法並びに公表予定の内容（教育施策の改善・充実を目的として個票データを分析する場合等においても、何らかの方法でその成果が公表されるものであること。）

研究に必要な限度において、提供を希望する個票データの範囲の詳細

2年間を上限として、研究に必要な個票データの利用期間

全ての個票データを取り扱う者（利用者及び外部委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属機関名、職名及びそれぞれの利用場所

外部委託を行う場合には、外部委託を行う内容及び当方針が求める内容を委託先に遵守させるために講じる措置

第4 個票データの提供

当課は、申出書の内容が当方針に照らして適切であると認めるときは、個票データの提供を承諾するものとし、その場合は次の から までの事項について申出者に連絡することとする。

これらについて利用者全員が同意し、当方針及び提供の承諾の際に付された条件を遵守する旨を記載し、利用者本人の意思に基づいて記載された誓約書を当課に提出した後に、当課は申出者に個票データを提供するものとする。

個票データの利用期間

提供に当たり、付す条件がある場合には、当該条件の内容

その他当課が必要と認める事項

第5 提供の承諾後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 軽微な変更

例えば次の事項など、申出書の記載事項について利用者の都合により軽微な変更が生じた場合は、申出者は遅滞なく当課に報告するものとする。

- ・利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ・利用者の姓に変更が生じた場合
- ・申出者を除く利用者を除外する場合
- ・研究の成果の公表方式（掲載誌など）を変更する場合

2 利用者の追加

新たな利用者の追加を希望する場合は、当該利用者の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所を記載した申出書を当課に提出するものとする。それについて当課が承諾した場合は、当該利用者の誓約書の提出をもって、個票データの利用を認めるものとする。

3 利用期間の延長

利用期間中にやむを得ない理由で研究が終了しない場合は、申出者は利用期間の延長を申し出ることができる。この場合において申出者は、予め延長が必要な理由及び必要最小限の範囲で希望する延長期間を記載した変更の依頼の申出書を当課に提出するものとし、当課が当該申し出が適切であると認めるときは、利用期間を延長するものとする。

4 その他の変更

上記1から3までを除き、当方針及び誓約書が求める提供の前提となる条件に影響を及ぼすような変更が生じた場合は、遅滞なく、原則として改めて第3に定める申し出を行うものとし、引き続き個票データを提供することが適切であるかどうかを当課において判断するものとする。

第6 申出者による研究の成果の公表

申出者は、個票データを利用して行った研究の成果は、申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

研究の成果を公表する際、その公表物においては、個票データの出典を明記するとともに、第2中の2(1)に定める事項を遵守し、原則として個人や団体名を特定して示すことがないよう十分配慮するものとする。

申出者は、公表物について、いずれの申出書に係る研究の成果であるのかを明示した上で、遅滞なく当課に送付するものとする。

第7 利用終了後の措置

利用者は、個票データの利用を終了した場合（利用者の除外又は提供の取消し等により、当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）は、直ちに個票データ及びその複製物等を消去しなければならない。

第8 不適切利用への対応

1 当方針に違反等した場合

提供した個票データの利用に関し、当方針及び誓約書の内容に違反する事態が生じていることその他の法令等への違反や国民からの信頼を損なう恐れがある状況があることが判明した場合は、その状況に応じて当課は、申出者に対し、利用者が利用する個票データの提供の取消し並びに個票データ及びその複製物等の消去を求めることができ、利用者は遅滞なくそれに応じるものとする。更に必要がある場合には、当課は、一定期間個票データを提供することを停止する措置をとることができるものとする。

2 統計法に基づく利用制限

統計法（平成19年法律第53号）第33条及び同法第33条の2に基づく調査票情報の提供、同法第34条に基づく委託による統計の作成又は同法第36条に基づく匿名データの提供に係る提供禁止措置等がとられている場合、当該期間中、提供禁止措置等が取られている者に対して、個票データの提供は行わないものとする。

個票データの利用期間中に当該状況が生じた場合は、申出者は遅滞なく当課に報告するとともに、当該利用者は、直ちに個票データの利用を中止し、個票データ及びその複製物等を消去するものとする。

3 報告及び調査

当課は、利用者に対し、当方針及び誓約書の内容に関し必要な報告を求め、又は個票データの利用場所に立ち入り必要な調査を行うことができ、利用者はすみやかに誠実にそれに応じるものとする。

第9 定めのない事項等に関する準拠及び協議

当方針に定めのない事項や疑義が生じた事項の取り扱いについては、統計法運用要綱に準拠することを原則として、必要に応じ当課及び申出者が協議するものとする。